

一般社団法人よりそいネットワークぎふ  
組織運営規程

平成 29 年 4 月 1 日 成立

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人よりそいネットワークぎふ（以下「本法人」という）の組織および運営は定款のほか、この規程の定めるところによる。

(規程の管理)

第 2 条 本法人の諸規程を体系的に整備し、適正な管理並びに運用を図ることを目的として定める。

第 2 章 公 印

(公 印)

第 3 条 本法人の公印は 1 個とする。

- 2 公印は事務局長が管理し、事務所の保管庫に管守するものとする。
- 3 公印は代表理事の決済を受けなければ押印することはできない。

第 3 章 社 員

(社員及び会費)

第 4 条 本法人に定款第 6 条の定めにより社員を入会させることができる。

- 2 入会した社員は、定款第 7 条により会費を納入するものとする。
- 3 会費の取扱いは、別に定める会費規程による。

第 4 章 役 員

(役員 の 定 義)

第 5 条 この規程でいう役員とは、総会で選任され、定款第 23 条に定める本法人の会務執行に携わる理事および監事をいう。

(役員 の 定 数)

第 6 条 理事および監事の定数は、定款第 21 条の規定による。

(役員 の 選 出 と 選 出 区 分)

第 7 条 この法人の役員の選出については、別に定める役員選出規程による。

(役員 の 退 任)

第 8 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退任とする。

- 1 任期満了
- 2 辞任
- 3 定款第 26 条に該当する場合（解任）

4 定款第 10 条に該当する場合（退会）

5 定款第 9 条に該当する場合（除名）

（役員 の 辞任）

第 9 条 役員が辞任しようとする場合は、原則として 3 ヶ月前までに、書面にて会長に届出なければならない。

2 その場合であっても職務上の引継ぎを完了し、且つ辞任後といえども在任中の職務については定款第 25 条第 4 項の定めにより、その責任を負わねばならない。

（規程の遵守と心得）

第 10 条 役員は、職務執行にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

（1）定款、諸規程等に従い職務を遂行すること。

（2）本法人の方針及び代表理事の指示に基づき本法人の運営を計画的且つ効率的に処理すること。

（3）公平無私を旨とし、他の役員との協調を図り、本法人の運営にあたること。

（禁止事項）

第 11 条 役員は、職務執行において、次の各号の行為をしてはならない。

（1）本法人の重要事項の外部漏洩又は本法人の不名誉、不利益となる行為。

（2）職務上の地位を利用して、リベートや供応を受ける等、職務の公正を害し又は害する恐れのある行為。

（職務執行）

第 12 条 役員 の 職務執行は、本法人が発出した開催通知をもって行うことを基本とする。

2 開催通知の発出は代表理事名とする。

## 第 5 章 総 会

（総会）

第 13 条 総会の運営に関して必要な事項は、定款に定めるもののほか、別に定める総会運営規程による。

## 第 6 章 執行機関

（理事会）

第 14 条 本法人の執行のため理事会を設置する。

2 理事会は定款第 30 条の定めにより本法人の理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第 15 条 理事会は、定款第 31 条に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）事務局の実施する事務の統括

（2）総会で決議された事業の実施と報告に関する事項

（3）総会で決議された事業の会計処理及び管理費等の執行確認

(4) その他、本法人の運営に関する事項

(理事会の開催と招集)

第 16 条 理事会は、定款第 32 条の定めにより、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故等があった場合は、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(事務局及び事務局長)

第 17 条 本法人の業務執行のため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局、事務局長で構成する。

3 事務局長は必要に応じて、理事会の承認を経て、その他必要と思われる者を選出することができる。

(事務局の職務)

第 18 条 事務局においては、理事会から指示された事業実施業務のほか、次の各号の事務を掌る。

(1) 社員名簿に関すること

(2) 本法人の事務処理に関すること。

(3) 社員との事務連絡に関すること。

(4) 広報活動およびホームページに関すること。

(5) 関係省庁および関連団体等に関すること

(6) その他、別に定める事務局運営規程による

附 則

(規程の変更)

1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(規程の施行)

2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3 本改訂版は令和 2 年 9 月 21 日から施行する。